

令和 6 年 4 月 1 日～ 施設利用時間・料金改定について（お知らせ）

4/1～ 開設時間の変更 休館日：月曜日（祝日の場合は翌日） 年未年始：12/29～1/3
 火曜日～土曜日：午前9時00分～午後9時30分 日曜日、祝日：午前9時00分～午後5時00分

《小矢部市文化スポーツセンター》

（単位：円）

種類	現行（～3/31まで）						改定後（4/1～）		
	基本利用料金						基本利用料金 （1時間当たり）		
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時			
会議室（1）	790	1,320	1,320	2,110	2,640	3,430	会議室（1）		400
展示研修室	790	1,320	1,320	2,110	2,640	3,430	展示研修室		400
美術陶芸室	790	1,320	1,320	2,110	2,640	3,430	美術陶芸室		400
会議室（2）	790	1,320	1,320	2,110	2,640	3,430	会議室（2）		400
和室（1）	370	600	600	970	1,210	1,570	和室（1）		130
和室（2）	260	440	440	700	880	1,140			
和室（1）（3）	660	1,100	1,100	1,760	2,200	2,860			
和室（2）（3）	560	940	940	1,500	1,870	2,430	和室（2）		330
和室（1）（2）（3）	930	1,540	1,540	2,460	3,080	4,000			
軽スポーツ室（1）（2） （設備利用を含む。）	個人利用	一般 100 児童及び生徒 50					軽スポーツ室（1）	個人利用	一般 110 児童及び生徒 60
	占用利用	350						占用利用	530
スタジオ （設備利用を含む。）	個人利用	350					軽スポーツ室（2）	個人利用	一般 110 児童及び生徒 60
	占用利用	350						占用利用	530
トレーニング室 （設備利用を含む。）	個人利用	350					スタジオ	個人利用	一般 110 児童及び生徒 60
	占用利用	350						占用利用	530
トレーニング室 （設備利用を含む。）	個人利用	一般 100 児童及び生徒 50					トレーニング室	個人利用	一般 110 児童及び生徒 60
	占用利用	350						占用利用	530
附属設備	規定なし（各部屋の利用料金を含む）						附属設備	実費を勘案して教育委員会規則で定める額	

改定後（4/1～）※占用利用で冷房又は暖房設備を使用する場合の利用料金は、基本利用料金の20パーセントに相当する額を加算する。（附属設備を除く）

教育委員会規則：附属設備 ※別表第2（第5条関係）

- ・プロジェクター1台 2,200円 ・電動スクリーン（つり下げ型）1台 1,100円
- ・音響設備一式 1,100円 ・ワイヤレスマイク1本 550円 ・マイクスタンド1台 110円
- ・電気釜1時間 340円 ※冷暖房費、附属設備は別途申請書を記入し利用後に支払い下さい。

